

広がる未来へ

たはらエコ・ガーデンシティ構想

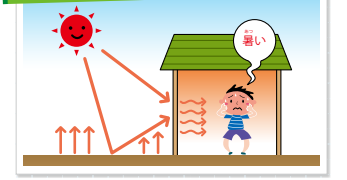
●今年も暑い夏がやってくる?
緑のカーテンにチャレンジ!

田原市内の多くの公共施設では、夏季の省エネ対策の二環として、ゴーヤやアサガオを使った緑のカーテンを設置しています。緑のカーテンにより部屋の中を涼しくすることで、エアコン使用頻度を下げることができまます。

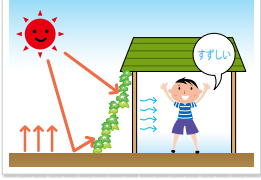
●緑のカーテンの涼しさの3つの秘密

- 窓から入り込む日差しをさえぎる。
 - 壁や地面の表面温度を抑える。
 - 蒸散作用で冷やす。
- ※植物は吸い上げた水分を葉から蒸散します。このとき、まわりの熱が奪われます。

緑のカーテンのすずしさのみみつ



▲緑のカーテンがない場合



▲緑のカーテンがある場合



田原市では、家庭での緑のカーテン設置を応援するため、ゴーヤの種を無料配布します。

夏の暑さ対策として、今から緑のカーテンの準備を始めてみませんか？

◆配布期間

平成26年4月15日～5月30日(平日の業務時間内)

◆配布期間

田原市内に在住・在勤で「たはらエコチャレンジ宣言」に登録された方

◆配布方法

市役所環境政策課窓口までお越しください。
※窓口にて「たはらエコチャレンジ宣言」の登録も可能です。



●「たはらエコチャレンジ宣言」登録者数
個人25553人・事業所97カ所(3月末現在)

▼環境政策課

23局7401 FAX 23局0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>



最近、ごみステーションに事業所からのごみが出ていることがあります。事業系ごみは、ごみステーションに出すことはできません。



◆事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるごみのことです。会社や工場・飲食店・官公署などから出るごみや、農業や漁業などで用いた資材などが該当します。

事業系ごみは、法律で定められた20種類の産業廃棄物(廃油、廃プラスチック、建築廃材など)と、それ以外の一般廃棄物(事務室から出る紙くず、レストランの生ごみ、農業で使った紙袋など)に分けられます。

事業者は、事業系ごみを自らの責任に置いて適正に処理しなければならず、法律で定められています。

わずかな量であってもごみステーションに事業系ごみを出すと「不法投棄」とみなされ、市では収集を行いません。

◆実際にステーションに出されている事業系ごみの例

電照栽培用電球、農業の空容器、飲食店の残飯、商品配送に使用した発泡スチロールや段ボール、農業用ビニールシート、ペンキの空缶

事業系ごみがごみステーションに出ていると、適正に処理されないだけでなく市民の迷惑にもなるため、出さないようにしましょう。

▼清掃管理課

23局3538 FAX 23局0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

豊橋田原ごみ処理広域化計画

豊橋市と田原市において、環境保全やリサイクルの推進、コスト縮減などの側面から、ごみ処理を共同して行うために、「豊橋田原ごみ処理広域化計画」を策定しました。

この計画は、市役所清掃管理課(南庁舎2階)ほかホームページなどでご覧いただけます。

▶清掃管理課 ☎23-3538 FAX 23-0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>